

# ふるさと石岡映像コンテスト 募集要項

## 1 概要

- ・「ふるさと石岡映像コンテスト」は、茨城県石岡市における歴史・風土・文化・伝承・人物などから着想を得た映像作品を広く募集し、映像・文化に高い識見を有する専門家等による審査を経て優れた映像作品を選定することにより、その作品に込められた「日本人の心」や「日本のふるさとの素晴らしさ」を広く国内外へ発信することにより、世代を越えて共有し、残し伝えていくことを目的とする。

## 2 募集作品

- ・ジャンルは「フィクション」「ドキュメンタリー」のいずれかとし、茨城県石岡市の歴史・風土・文化・伝承・人物などから着想を得た作品であること。

## 3 応募資格

- ・プロ、アマチュア、年齢、国籍は問わない。

## 4 応募条件

- ・応募作品数は一人（一団体）1点とする。
- ・作品時間が40分以内（タイトル・エンドクレジット含む）であること。  
（時間を超過した作品は審査の対象外とする）
- ・制作年、ロケ地は問わない。
- ・他のコンテスト等で受賞歴のある作品でないこと。
- ・作品内容が、差別や暴力、犯罪など公序良俗に反するものでないこと。また、企業、政治目的、宗教勧誘などの営利目的の宣伝または勧誘を意図する内容でないこと。
- ・応募作品から、着想を得ている石岡市の題材の内容が明らかになっていること。

## 5 応募期間

平成29年9月21日（木） から 平成30年9月28日（金） まで （必着）

## 6 応募方法

- ・応募作品の提出（本応募）を行う前に、必ず「プレエントリー」として、所定のプレエントリー用紙に必要事項を記入し、提出すること。その後の「本応募」では、応募作品と併せて、所定の本応募用紙に必要事項を記入し、提出すること。
  - ※ プレエントリーは、本コンテストの趣旨について、応募者と主催者が相互に情報共有することを目的とするものであるため、プレエントリー用紙の提出時期については、応募作品制作前の構想の段階など、可能な限り早い時期に提出することが望ましい。
- ・応募にかかる記録メディアはDVD形式を用いること。

- ・提出する DVD には、監督名、作品名、作品の長さを明記することとし、事前に DVD プレーヤー等で再生可能か確認を行うこと。
- ・画面アスペクト比は 4 : 3, 16 : 9 のいずれかであること。
- ・映像本編の最初と最後が判るよう、スタート時にカウントダウン、終了時に白背景等を追加すること。
- ・提出物の返却は行わない。

## 7 応募にかかる参加費

- ・無料とする。ただし、作品の制作費および提出にかかる通信費、送料などは応募者の負担とする。

## 8 審査方法

- ・応募要件を満たした作品に対し、審査委員により審査を行う。審査にあたっては、ふるさと石岡映像コンテストの趣旨に基づき実施する。

## 9 審査委員（順不同）

- ・井坂 能行氏（岩波映像株式会社 顧問）
- ・鶴岡 真弓氏（多摩美術大学芸術学科教授 芸術人類学研究所所長・教授）
- ・藤本 勝也氏（公益社団法人日本広報協会 調査・企画部次長）
- ・櫻井 茂 氏（石岡市議会議員）
- ・後藤 久 氏（茨城県商工労働観光部観光局観光物産課フィルムコミッション推進室長）

## 10 結果発表等

- ・平成30年度開催予定の表彰式にて最優秀作品を発表する。
- ・最優秀作品は、平成30年度開催予定の石岡市新庁舎完成セレモニーの一環として上映を行う。

## 11 映像、音楽等の著作権

- ・応募作品内で他社の著作物（音楽、写真、絵画、映画、レコード、小説、放送など）を使用している場合、必ず著作権者の許諾を得ること。また、出演者の肖像権についても許諾を得ること。
- ・許諾を得ていないものを使用していることが明らかになった場合、審査結果は無効となる。なお、第三者から権利使用、損害賠償などの主張がなされた際は制作者側が対処するものとし、主催者は一切の責任を負わない。
- ・応募作品の著作権は応募者に帰属する。応募者は利活用に関する著作権等の同意書を石岡市と結ぶものとし、次の利用用途については、期間の定めなく主催者が無償で利用できる権利を有するものとする。
  - コンテストに関連した広報宣伝、結果発表、上映会等のため、無償で作品の一部または全てを上映、複製、広告、放送すること
  - 石岡市が、コンテストの趣旨を踏まえて必要と認める団体等へ作品を無償で配布すること
  - 市の伝統文化の記録保存収集、市内学校教育機関等での利活用に関すること
  - その他石岡市における利活用に関すること

## 12 その他留意事項

- ・応募作品および応募用紙を主催者側へ提出した時点で、応募者は本募集要項のすべてに承諾したものとする。
- ・応募作品に募集要項に関する違反が認められた場合、応募用紙等に不実記載があった場合、その他主催者が不適当と判断した場合は、審査の対象外とする。また、入賞後に上記違反が認められた場合は、入賞を取り消す場合がある。
- ・茨城県商工労働観光部観光局観光物産課フィルムコミッション推進室主催の「いばらきショートショートフィルム大賞」へ応募した作品についても、ふるさと石岡映像コンテストの応募条件を満たすことにより応募できるものとする。

## 13 主催

- ・石岡市

## 14 企画・運営

- ・ふるさと石岡映像コンテスト実行委員会

## 15 協賛（順不同）

- ・（株）坂東太郎
- ・（株）筑波銀行
- ・（株）茨城新聞社
- ・（株）産経新聞

## 16 問い合わせ先

- ・実行委員会事務局（石岡市市長公室秘書広聴課）  
〒315-8640 茨城県石岡市石岡一丁目1番地1  
電話 0299-23-1111  
FAX 0299-22-5276  
Email [kouhou@city.ishioka.lg.jp](mailto:kouhou@city.ishioka.lg.jp)